

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年7月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700001号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700013号

第1 結論

請求者のA事業所における平成21年4月1日から同年5月1日までの期間及び平成21年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年4月の標準報酬月額については34万円から36万円、平成21年7月及び平成21年8月の標準報酬月額については34万円から41万円とする。

平成21年4月、平成21年7月及び平成21年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年4月、平成21年7月及び平成21年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月
② 平成18年7月
③ 平成18年12月
④ 平成19年7月
⑤ 平成20年6月
⑥ 平成21年4月1日から同年5月1日まで
⑦ 平成21年6月
⑧ 平成21年7月1日から同年9月1日まで
⑨ 平成21年12月

請求期間①から⑤までの期間並びに請求期間⑦及び⑨について、A事業所から賞与の支払を受けていたが、標準賞与額の記録がない。また、請求期間⑥及び⑧については、標準報酬月額が実際の報酬月額より低いので、各請求期間について、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間⑥及び⑧について、年金事務所の事業所調査に関する資料及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)によると、A事業所は、従業員の報酬月額について、実際より低い額で社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)

に届け、実際より高い報酬月額に相当する標準報酬月額を基に算出した社会保険料を各従業員の給与から控除していたことが判明したことから、年金事務所は事業主に対し、正しい届出を行うよう指導し、事業主から依頼を受けた社会保険労務士が、平成 21 年 9 月及び平成 22 年 9 月適用の算定基礎届について、訂正届（平成 22 年 12 月 8 日年金事務所受付）を提出していることが確認できる。

また、当該事業所の調査の際、事業主が提出した賃金台帳を基に作成されたと考えられる一覧表によると、請求者の平成 21 年 1 月分から平成 22 年 6 月分までの報酬月額及び厚生年金保険料控除額が記載されているところ、請求期間⑥及び⑧の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも、オンライン記録の標準報酬月額（34 万円）を上回っていることが確認できる。

一方、請求者は、標準報酬月額の訂正について請求しているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記一覧表により確認できる請求者の報酬月額から、平成 21 年 4 月は 36 万円、平成 21 年 7 月及び平成 21 年 8 月は 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 21 年 4 月、平成 21 年 7 月及び平成 21 年 8 月について、請求者の請求どおりの算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①から③までの期間について、請求者は、賞与を現金手渡しにより支給されていたと陳述しているところ、賞与支給明細書等を所持しておらず、事業主は、当時の資料を保管していないため不明であると回答していることから、請求者の当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、当時、請求者が住民登録していた B 市は、当該期間に係る課税資料を保管していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 請求期間④及び⑤について、請求者は、賞与を現金手渡しにより支給されていたと陳述しているところ、賞与支給明細書等を所持しておらず、事業主は、当時の資料を保管していないため不明であると回答していることから、請求者の当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、当該事業所が平成 19 年 4 月から編入していた健康保険組合は、当該事業所の賞与支払届は一度も提出されていない旨回答している。

さらに、当時、請求者が住民登録していた B 市から提出された平成 19 年分及び平成 20 年分の給与支払報告書の写しにおいて、給与支払金額及び社会保険料等の年間総額は記載されているものの、各月の給与及び年 2 回支給されていたと考えられる賞与について、それぞれの額を特定できないことから、請求者の請求期間④及び⑤における賞与支給額及び厚生年金

保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 請求期間⑦及び⑨について、上述の一覧表によると、請求者の賞与支給額について、請求期間⑦は4万円、請求期間⑨は8万円であったことが確認できる。

しかし、厚生年金特例法に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、当該一覧表によると、請求者は、請求期間⑦及び⑨の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間⑦及び⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤まで、⑦及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700011号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1700003号

第1 結論

昭和51年4月から昭和55年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年4月から昭和55年9月まで
昭和51年4月に、当時住んでいたA市の市役所で国民年金の加入手続を行い、その後は、郵送された納付書により、金融機関で国民年金保険料を納付していた。
しかし、年金記録では、請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿により、A市において、昭和58年1月に払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和58年1月に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、請求者が国民年金の加入手続を行った昭和58年1月の時点では、年金記録において納付済みとなっている昭和55年10月以後の期間に係る国民年金保険料について過年度納付は可能であるが、請求期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求者は、当時の国民年金保険料の納付状況を知る者として、請求者の妻(請求期間後に婚姻)を挙げているが、請求者の妻からは、請求期間後に、請求者から国民年金に加入するよう勧められた旨の回答が得られたものの、請求者が請求期間に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。